

TSURIBETSU

広報

ツルビエ



2022.5
NO.713

役場職員配置図

4月から職員配置の一部変わりました。私たちが担当職員です。気軽に声をかけてください。

庁舎以外の課・担当

教育委員会 教育長 近野 幸彦

生涯学習課
課長 石川 波江
課長補佐 谷口 正樹

給食センター
係長 開沼

学校教育係
係長 尾路
主任 松本(龍)
主事 高橋(凱)
臨時職員 上杉
教育専門員 原田
教育相談員 廣部

社会教育係
係長 安宅
係長 房田
主任技手 荒川
主任 寺田
主事 橋本
主事 奥谷

図書室
図書司書 植木
図書司書 篠原(理)
臨時職員 浅野目

児童館
指導員 百瀬
指導員 松木(美)
指導員 後藤

町営バス車庫
運転手 川口
運転手 小泉
運転手 秋山

津別消防署
署長 藤田 恭

議会事務局執務室

局長 千葉 誠		
	係長 土田(直)	臨時職員 安瀬(貴)

監査委員事務局次長
丸尾 達也

議事堂

産業振興課

課長 迫田 久		
係長 高橋(洋)		
主任 成田	係長 大矢根	
主事 上原(悟)	臨時職員 手賀	

農政係 農業委員会

建設課

課長補佐 齊藤 尚幸		
係長 田島		
主事 竹村		
臨時職員 柏葉	技師 岡田	

水道係

建設課

課長 石川 勝己	係長 菊池	
係長 安瀬(雅)	主任 森(俊)	
主任技手 伊藤(敏)	主査 高橋(祐)	
主事 井上	技師 森田	

技術係 道路河川係

総務課

	室長 中橋 正典	
	係長 榎	
	主事 佐藤(遥)	

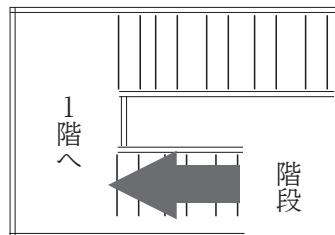
防災危機管理室 行革電算係

総務課

臨時職員 佐々木	課長 松木 幸次	
行政専門員 山田(志)	係長 坂井	
行政専門員 武田	主事 佐藤(佳)	
係長 白尾	主事 水野(悠)	

庶務係 管財係

EV



2階

	副町長 伊藤 泰広		町長 佐藤 多一
--	--------------	--	-------------

1階

社会福祉協議会

保健福祉課

課長補佐 仁部 真由美		
主幹 丸尾 美佐		
主査 相内	係長 樋口	
主事 氏家	主任技手 蒔田	

高齢者相談係

係長 篠原(裕)	主任 佐々木	
主事 新井山	主任 岩松	
主任技手 島田	主任 松谷	
主任 田屋	主事 有坂	

福祉係 介護保険係

課長 森井 研児		
主幹 向平 亮子		
臨時職員 富岡		
主任 森(葉)	係長 石崎	
保健師 阿部	主事 大場	

健康推進係

保健福祉課

係長 佐藤(み)		
主事 大川	主事 松田	

戸籍年金係

係長 松木	主任 山田(新)	
臨時職員 田中	主事 和井内	

国保係

課長補佐 菅原 文人		
主任 小西(駿)		
主任技手 山本		
主事 河野	主任 石川(佳)	

税務収納係

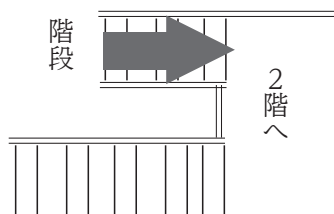
課長 小泉 政敏	主任 宮田	
係長 小西(美)	主事 松本(和)	
係長 土田(慎)		
主事 佐藤(元)	主事 松嶋	

財政係 住民環境係

係長 平塚	参事 加藤 端陽	
主任 渡部	主任 渡邊(悠)	
主事 栗林	主事 上原(有)	
	主事 水野(啓)	

企画係

EV



正面玄関

会計課




北見信金	課長 宮脇 史行
主任技手 佐藤(勝)	係長 郷古

まちなか再生事業の取り組み 6

まちなか再生事業の整備や運営について協議を進めている「津別町市街地総合再生基本計画推進協議会」において、3月までに10回の開催を経て、プランを練り上げてきたところですが、そのプランについてさまざまな形で皆さまにお示ししています。


令和4年3月17日に道東テレビによる生配信番組、同日には中央公民館講堂を会場とした住民説明会、さらに、広報つべつ4月号において整備の概要についての全戸配布などを実施してきました。

今後につきましては、事業に対するお問い合わせや疑問、出張説明会のご要望も随時受け付けていますので、ぜひご利用いただき、事業への理解を深めていただければと思います。

直近の経過について	
令和4年 3月17日	道東テレビによる生配信番組 「まちなか再生の今！」と題し、番組上で事業の情報発信を実施。 ※生配信最大同時接続数：16名、動画再生回数：430回 動画URL https://www.youtube.com/watch?v=RNsw0ujByUY 
令和4年 3月22日	まちなか再生事業住民説明会 全10回の協議会を経てまとめたプランについて提示し意見を募りました。 ※計21名出席、生配信最大同時接続数：計34名、動画再生回数：計690回 ※プランに係る意見無し 動画URL https://www.youtube.com/watch?v=CptZUdfgv5A (昼の部)  動画URL https://www.youtube.com/watch?v=8ui5LjUDNsE (夜の部) 
令和4年 3月25日	内閣府 地方創生拠点整備交付金事業交付決定 内閣府より交付金が交付決定されました（申請額に対する全額）。
令和4年 4月1日	敷地の概要や配置・施設内のイメージなどの全戸配布 広報つべつ4月号への折り込みとして全戸配布しました。


※動画再生回数は本記事作成時点（4月18日現在）

今後の進め方について（予定）	
令和4年 5月11日	第11回市街地総合再生基本計画推進協議会 実際の使い勝手を考えたプランのブラッシュアップ・持続するための運営に関する議論・賑わい創出のためのアイデアや仕掛けづくりなどの議論を重ねていきます。
令和4年 6月1日	基本設計概要版の全戸配布 広報つべつ6月号への折り込みとして全戸配布を行う予定です。
令和4年 6月下旬頃	基本・実施設計の完了 令和4年6月末日までの基本・実施設計完了を予定しています。
令和4年 7月1日頃	本体工事の着工開始（完了は令和5年3月15日頃を予定）

これまでの議論経過や配付資料、Q & A等については下記に掲載しています。  QRコードが読み込める機器をご使用の場合は、ここからアクセス可能です▶

津別町 HP 内【津別町市街地総合再生基本計画】ページ
詳しくは……

https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/20machizukuri/sousei/tsubetsu_shigaichi_sougousaisei.html

《事業に対する問い合わせや疑問、出張説明のご依頼などを随時受付しています》
<https://forms.gle/yTHPNLhpAMLdEpbL6>  QRコードが読み込める機器をご使用の場合は、ここからアクセス可能です▶

問い合わせ先 住民企画課 企画係 14番窓口 ☎ 77-8374 e-mail: toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

まちなか再生事業に係るQ & A

疑問1 「事業について、締結済みの覚書では“事業化に関する業務要求水準”に定めるとおりとするとしているが、町の進め方は合致していないのでは？」



●当初の“民設民営”から“公設公営”、“公設民営”へ変更となり進んでいる。

回答

「覚書は当事者同士で事業の内容や進め方などについて確認する役割があり、一部民設から公設へ変更することについては、双方確認済みです」

- 公設となった経緯は活用する国費事業の変更に伴うものであり、議会の特別委員会でも説明し、「町民が納得いく形で進めてほしい」というご意見をいただいています。
- 昨年の広報9月号の折り込みにて配布の「続・まちなか再生事業について」にも記載がございます。ぜひご覧ください。



疑問2 「基本設計及び実施設計等は基本協定書を締結しないまま随意契約を締結している。随意契約の根拠は？」



●覚書では委託契約金及び支払時期については、別途締結する基本協定書により定めることとしている。

回答

「随意契約の根拠は、津別町プロポーザル方式業者選定実施要綱に基づいています」

- 今回の事業は公募型プロポーザル方式により業者を選定していますが、これは価格のみの競争にそぐわない契約を結ぶ際に、ふさわしい事業者を選定する場合に用いられます。運用上のルール（要綱や募集要項など）を定めて実施しています。
- 地方自治法施行令や津別町財務規則を前提として実施することとなっています。



疑問3 「設計が完了したあと整備費の増額にならないの？」



- 設計業務等が完了していないが、整備に係る予算額の積算根拠は。
- 備品購入費についても同じく予算計上されているが、その積算根拠は。

回答

「買取額の増減は十分にあり得ますが、当然ながら正当な理由なしに増額はいたしません」

- 積算根拠は整備する開発事業者が示している概算事業費です。
- 備品購入についても、現段階で想定する概算であり、詳細は今後も精査する必要があります。



フレッシュ！！ 津別町の新人さん特集！！

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください



春は別れと出会いの季節。今回のタウンニュースつべつは、津別町で働き始めた新人さんを、一挙にご紹介します。津別町役場4名、津別消防署2名、小学校1名、グループホームほのぼの2名、いちいの園1名、デイサービスセンター1名、北海道つべつまちづくり株式会社1名の合計12名のフレッシュマンが登場します。4月初旬に撮影された、彼らの働きたてのドキドキの表情と意気込みをぜひご覧ください。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信（月1回）することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ（映像看板）」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

毎月末日
ごろ更新

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係 14番窓口 ☎ 77 - 8374

健康推進係からのお知らせ

始めました！

訪問離乳食相談



内容

皆さんこんにちは。
最近、離乳食の進み具合はいかがでしょう？
今回、ご自宅でお子さんがごはんを食べている様子を見守りながら、食べている量や形態、姿勢などを一緒に確認できたらと思います。
離乳食が楽になる方法を一緒にみつけましょう♪



- 対象者**
生後6ヶ月～1歳半のお子様と保護者
- 料金**
無料
- 日時**
ご希望の日、時間に訪問します。
- 目安時間**
30分～1時間程度
- 訪問する職員**
保健福祉課健康推進係 管理栄養士(大場 瑞生)
- 申込方法**
役場健康推進係にお電話ください。
健康推進係 7番窓口 ☎ 77 - 8380



通学路で注意喚起

建設産業団体が交通安全旗を寄贈

4月1日、建設会社等が加盟する団体、建設産業交通安全推進網走地方本部美幌支部（支部会員・中村光一さん）から町教育委員会に、交通安全旗の寄贈がありました。寄贈された旗は、通学路に掲げられ、ドライバーへの注意喚起などに役立てられます。



安全な通学を願う

津別町交通安全協会が交通安全・防犯対策用品を寄贈

4月1日、津別町交通安全協会（中島浩一会長）から町教育委員会に、黄色いランドセルカバーや交通安全標語が書かれた50音表ポスターなどの交通安全・防犯対策用品が寄贈されました。寄贈された品は、津別小学校の新一年生全員に贈られました。



辞令の交付を受ける増田さん
辞令の交付を受ける安部さん

増田さん、安部さんに辞令交付

地域おこし協力隊2名が着任

4月14日、地域おこし協力隊員として、増田啓一郎さんが着任。また、4月19日、同隊員として安部勇人さんが着任しました。増田さんは、北海道つべつまちづくり株式会社、安部さんは、津別町農業協同組合で活動を行います。



図書購入に活用

有限会社三共が町へ寄付

3月29日、有限会社三共から町に300万円の寄付があり、応接室において贈呈式が行われました。
山田裕史代表取締役社長から目録を贈られた佐藤町長は、感謝状を贈呈しお礼を述べました。今回の寄付金は、有限会社三共の意向に沿い、図書の購入に役立てられます。

～後期高齢者医療制度のお知らせ～ 令和4年度の保険料等について

■6月に保険料額をお知らせします■

令和4年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞

均等割 【1人当たりの額】 51,892円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和3年中の所得-最大43万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額66万円】 ※100円未満切り捨て
---	---	--	---	--

○1年間の保険料の上限額は66万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料の軽減

①均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和32年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	令和4年度 均等割の軽減割合	軽減後の 年間均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割	15,567円
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割	25,946円
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割	41,513円

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係9番窓口 後期高齢者医療担当 ☎77-8379
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

青春 くろーずあつぷ

4月から津別町役場に勤務している清水栄さん。産業振興課商工観光係に所属し、観光施設の管理などを担当しています。津別町出身の清水さんは、北見柏陽高等学校を卒業後、北星学園大学へ進学しました。その後、医療機器販売商社の仕事を6年間経験します。いつかは地元に戻りたいとの思いがあり、津別町に帰ってきたそうです。仕事の進め方などでは、「前職の経験を活かして、慎重かつ迅速にミスなく仕事を組み立て

ていきたいです」と話す清水さん。行政と民間の両側面を知っているからこそ、円滑に仕事が進むような橋渡し役になることを目標にしています。また、学生時代の部活動や前職で培ってきたコミュニケーション力で、住民と距離を縮めていきたいと話します。「小さい頃から育ってきた町で、今度は自分が町民の方が暮らしやすい町を提供して、恩返しをしたい」と力強く話してくれました。



しみず さかえ さん/平成5年11月生まれ/津別町役場勤務

生まれ育った町に恩返しをしたい
清水 栄 さん



「防災グッズ」年に1度見直しませんか？



最近地震のニュースを多く目にしますね。皆さんの家では【備蓄食品】、【災害グッズ】、【災害時用の現金】は準備してありますか？緊急時に避難して困ることとしては「入れ歯がなく、食事がとりにくい」、「普段服薬している薬がない」、「便秘、口内炎になりやすい」などのようです。

今回は、いざという時のために備えておく食材のポイントを紹介します。

- ポイント1 1人3日分の食材・水(1日1人当たり3リットル)を備蓄
- ポイント2 パックごはんや乾麺などの主食を備蓄
- ポイント3 シーチキンや焼き鳥などのタンパク質源の缶詰を備蓄
- ポイント4 切干大根や野菜ジュースなどのビタミン・ミネラルを備蓄



災害食は長期保存を目的としているため、水分量が少なく、飲み込みにくいものが多いことも知っておく必要があります。備蓄するときには、THE・災害時用として手をつけられないのではなく、普段から少し多めに買い、賞味期限が近づいたら活用するようにして賢い備蓄をしてみませんか？

野菜を食べよう 野菜を知ろう番外編
1日350g! カレーライスの親友である福神漬けの原材料は次のうちどれでしょうか？
①にんじん ②キャベツ ③だいこん 答えは6ページの下にあります。

お知らせ

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画課企画係 14 番窓口 ☎ 77 - 8374
FAX 76 - 2976

キャンプ場オープンのお知らせ

町のキャンプ場オープンについてお知らせします。

●津別21世紀の森キャンプ場
利用期間(予定)
5月1日～10月31日まで
連絡先(キャンプ場管理棟)
☎76-1737

●チミケップ湖キャンプ場
利用期間(予定)
5月14日～10月31日まで
※気象条件により変動があります。
連絡先(商工観光係19番窓口)
☎77-8388

人権擁護委員の日特設なんでも相談所を開設

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、地域住民の相談に応じています。相談は無料で、内容は離婚相談など家庭内の問題や、借地借家の問題、隣近所のもめごとなど幅広く、秘密は守られます。

「人権擁護委員の日」にちなんで、特設なんでも相談所を開設しますので、ご利用ください。

日時
6月1日(水)
午後1時～4時

会場
津別町役場1階健診ホール
《津別町の人権擁護委員》
修田 建恵さん
布瀬 勝明さん
都丸 雅子さん

問い合わせ先
住環境係12番窓口
☎77-8377

身体障がい者等の軽自動車税種別割の減免申請について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など(障がいのある方と生

5月は「固定資産税」「第1期と「軽自動車税種別割」の納付月です

納期限は5月31日(火)です。口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いします。

問い合わせ先
税務収納係10番窓口
☎77-8376


水質検査計画の公表について

皆さんに水道水を安全に飲んでいただくため、水道法に基づく水質検査を毎月行っています。

その検査項目や検査頻度を記載した「水質検査計画」の閲覧を行っています。閲覧はいつでもできますのでご覧ください。

《閲覧場所》
建設課水道係
※町のホームページでもご覧できます。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp>

問い合わせ先
水道係21番窓口
☎77-8389



令和3年度春のすざらん法律相談のご案内

釧路弁護士会による無料法律相談が開催されます。ぜひ、この機会にご利用ください。

なお、相談は予約制となっておりますので、事前に電話にて予約をお願いします(事前に相談内容を把握するため、お申し込みの際に大まかな内容をお伺いします)。

また、当日は住民企画課住環境係12番窓口にて受け付けをおこないますので、お立ち寄りください。

日時
5月18日(水)
午後1時～4時
(一人30分程度)

会場
津別町役場
1階 健診ホール

予約締切
5月17日(火)
※定員6名(先着順)

予約先
ともざわ法律事務所
☎0157-32-9777

相談員
弁護士 櫻井 健太郎さん

むし歯ゼロのお友だちを紹介しします

3月17日に実施した乳幼児健診で、むし歯がゼロのお友だちを紹介します。

柏葉 陽世理ちゃん(豊永)
藤野木 優杏ちゃん(東2条)
土田 律希ちゃん(共和)
才川 冬季くん(本町)
眞鍋 伸明くん(新町)
柏木 陸くん(活汲)
門馬 周くん(緑町)
上野 柚葉ちゃん(東2条)

問い合わせ先
☎77-8380
健康推進係7番窓口

陸・海・空自衛隊令和4年度募集のご案内

募集種目
一般曹候補生

▼応募資格
18歳以上33歳未満

▼受付期限
5月10日(火)

▼試験期日(1次)
5月21日(土)

▼試験会場
美幌・帯広・釧路

▼試験内容
筆記試験

自衛官候補生

▼応募資格
18歳以上33歳未満

▼受付期間
年間を通じて行っています。


▼試験期日(1次)
6月4日(土)

▼試験会場
美幌・釧路

問い合わせ先
自衛隊帯広地方協力本部
北見地域事務所
☎0157-23-6826

募集コールセンター
(受付時間 正午～午後8時)
0120-063-792

ホームページ
<https://www.mod.go.jp/pco/obihoro/>



交通安全情報

5月は「春の行楽期の交通安全運動」期間です

5月15日(日)から24日(火)は「春の行楽期の交通安全運動」期間です。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、外出する機会が減っていること、観光やレジャーなど車を利用して出かける機会が増え、また、産業が活発になる時期でもあり交通量が増加します。さらに、雪解けにより、二輪車や自転車が增えるなど、交通事故の

多発が懸念され、歩行者、運転者ともに、十分な安全意識が必要となります。

4つの重点事項を確認し、安全運転を心がけましょう。

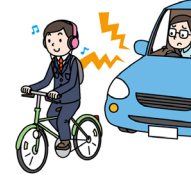
- ①自転車の安全利用の推進と歩行者の交通事故防止
- ②観光・行楽に伴う交通事故防止
- ③全ての席のシートベルトとチャイルドシートの確実な着用
- ④飲酒運転の根絶

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

自転車の安全利用の促進

自転車はとても便利な乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な交通事故につながることもあります。自転車を乗るときは、正しい交通ルールを守り、安全に自転車を利用して交通事故に気を付けましょう。



自転車に乗るときの心得

- 携帯電話を使用したり、傘を差す等の行為による片手での運転はしない!
- イヤホンやヘッドホンを使用して、周囲の音が聞こえないような状態での運転はしない!

古いサイトに気を付けて!

産業振興課 商工観光係 19 番窓口 ☎77-8388

消費生活相談 Q&A

古いサイトの中には「無料鑑定」と表示されていますが、有料のやり取りへ誘導させるサイトもあります。古い師の言葉さうのみにしてやり取りを継続しないようにしな


Q 古いサイトの広告を見て無料鑑定とあったので、サイトに登録した。サイト内の古い師からの「あなたには強い守護霊がいる。幸せにしてあげたい」というメッセージを信用した。その後、古い師が指示する言葉を送り返すように言われ、数字や記号、特定の言葉を延々と返信し続けた。

ところが、無料というのは最初だけで、やり取りを続けるには有料ポイントが必要で、「今やめたら幸せは来ない」などと言われ引き延ばされた。気が付いたら120万円を支払っており、だまされたと思う。

A 古いサイトの中には「無料鑑定」と表示されていますが、有料のやり取りへ誘導させるサイトもあります。古い師の言葉さうのみにしてやり取りを継続しないようにしな

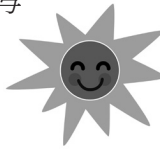
美幌町消費生活センター
☎FAX 72-0366
月～金曜日(祝祭日を除く)
午前10時～午後4時

消費者啓発防止動画を作成しました。ぜひご覧ください。
https://youtu.be/5x16e_4zvRI



太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。
※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

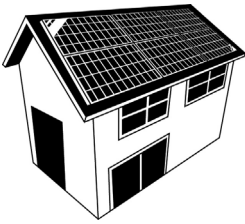


補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等（新築のものに限る）を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件（次の全てに適合するもの）
 - ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること（中古品は対象外です）
- ②補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用



補助金の額 設置（購入）した太陽光発電システムの最大出力の値（kw表示とし、小数点以下第2位未満は四捨五入）に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17番窓口 ☎ 77 - 8387

木質ペレットストーブ購入補助費のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和5年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

その他

- 申請様式は町ホームページからダウンロードできます。
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/05guide>
- 補助の申請及び交付等については、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助金の額

○ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円を限度とします。

※ 補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。



問い合わせ・申請先 産業振興課 再エネ推進係 17番窓口 ☎ 77 - 8387

令和5年度オホーツク管内町村職員採用資格試験案内

- 大学卒
- ▼試験実施日 7月10日(日)
- ▼試験地 札幌市・美幌町
- ▼公示日 5月2日(月)
- ▼募集期間 5月2日(月)～5月22日(月)
- ▼願書配布期間 5月2日(月)～6月10日(金)
- 高卒卒
- ▼試験実施日 9月18日(日)
- ▼試験地 美幌町
- ▼公示日 7月1日(金)
- ▼募集期間 7月1日(金)～7月29日(金)
- ▼願書配布期間 7月1日(金)～7月29日(金)
- ▼試験申込書等の設置場所 (設置は公示日以降)
- 管内町村役場並びに総合支所(東藻琴・生田原・丸瀬布・白滝)、湧別分庁舎
- 北見市役所、北見市総合支所(常呂・端野・留辺蘂)、網走市役所、紋別市役所
- オホーツク町村会(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎2階)
- 北見市若者就労支援センター(北見市北4条東4丁目)

●北海道町村会(札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6階)

●札幌学生職業センター(札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階)

●どさんこ交流テラス(東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館8階)

問い合わせ先
オホーツク町村会
☎ 0152-44-6472
庶務係26番窓口
☎ 77-8371

令和4年度南アルプス市・船橋市・津別町青少年交流事業の中止について
毎年、隔年で行き来して友好を深めている青少年交流事業について、令和4年度は両市に津別町から訪問する年度でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大の終息の見通しが立たず、交流する子どもたちの安全の確保が難しいため、予定していた訪問交流を中止することとしました。
楽しみにしていた子どもたち・家族の皆さまには大変申し訳ありませんが、これからも長く続く交流事業として大切にしていきたいと思っております。

NTT東日本が左記の時間帯に電話交換機のメンテナンス工事を実施します。
工事作業時間内に一部の地域において、一時的に消防への119番通報を含むアナログ固定電話回線が不通となります(IP電話・光電話・携帯電話は除く)。
工事日程 5月20日(金)
午前0時40分～1時10分までの時間帯のうち3分程度119番が繋がらない場合携帯電話から119番通報してください。
NTT東日本からの工事案内
NTT東日本ホームページから確認できます。
https://www.ntt-east.co.jp/psn/cons_hokkaido/

電話交換機工事に伴う119番を含むアナログ電話回線の不通について

問い合わせ先
教育委員会生涯学習課
社会教育係(中央公民館)
☎ 76-2713

ので、何卒ご理解いただきませうようお願いいたします。

町民植樹祭開催のお知らせ

町と網走南部森林管理署では、緑化や環境意識の高揚を目的に、町民植樹祭を実施します。5月は、道制定の「植樹の日・育樹の日条例」による植樹月間(5月第2土曜日は『植樹の日』)です。
なお、新型コロナウイルス対策としまして、参加される方は事前申し込みが必要です。



- 日時 5月8日(日) 午前9時集合
- 集合場所 役場正面玄関
- 交通手段 町のバス等を利用します。
- 持ち物等 植樹のできる服装(作業服、長靴、軍手)とスコップを持参ください。
- 申込方法 5月6日(金)までに、役場林政係に名前・住所・電話番号を告げ、申し込んでください。申し込みは電話でお願いします。

申し込み・問い合わせ先 産業振興課林政係 18番窓口 ☎ 77 - 8386

役場の新入職員&小・中学校に 着任した先生をご紹介します

今年4月から津別町役場で働く新入職員と新たに津別小学校、津別中学校に着任した先生を紹介いたします。町民の皆さま、よろしくお願いいたします。

津別町 役場

名前の下は所属課
(出身地)



清水 栄 主事
産業振興課
(津別町)



氏家 萌々 主事
保健福祉課
(帯広市)



奥谷 采未 主事
生涯学習課
(網走市)



栗林 拓矢 主事
住民企画課 / 道から
派遣(札幌市)

津別 小学校

(名前の下は前任校)



保科 浩則 校長
(遠軽町立安国小学校)



北村 佳恵 養護教諭
(北見市立南小学校)



長谷川 由希子 教諭
(産休代替教員)
(令和4年2月より)

津別 中学校

(名前の下は前任校)



福岡 信也 教諭
(美幌町立美幌北中学校)



大村 いつか 教諭
(北見市立東陵中学校)



鈴木 愛菜 養護教諭
(新規採用)



須見 真希 教諭
(期限付教員)



古田 博明 教諭
(期限付教員)

地域担当連絡員の 一部変更のお知らせ

4月1日の人事異動に伴い、地域担当連絡員(職員配置)が一部変更となりました。自治会単位で地域が抱える問題や、制度などについて要望等がありましたら、担当職員にお電話ください。

幸町・本町



仁部 真由美
保健福祉課長補佐

西町・東町



丸尾 達也
監査・選管事務局次長

新町・旭町1



藤田 恭
津別消防署長

旭町2・旭町3



加藤 端陽
住民企画課参事

柏町・高台町



森井 研児
保健福祉課長

達美町・緑町1



千葉 誠
議会・監査事務局長

緑町2・緑町3



菅原文人
住民企画課長補佐

共和2・共和3



谷口 正樹
生涯学習課長補佐

共和4・豊永2



小泉 政敏
住民企画課長

豊永3・豊永4



石川 勝己
建設課長

東岡・活汲1・活汲3・活汲中央・岩富



松木 幸次
総務課長

東達美・達美・西達美・ 上最上・下最上



石川 波江
生涯学習課長

高台1・高台2・豊永1



渡辺 新
産業振興課長補佐

下美都・上美都・上里



中橋 正典
防災危機管理室長

共和1・恩根1・恩根中央



宮脇 史行
会計課長

双葉・沼沢・本岐市街・本岐2・木樋・二又・大昭



迫田 久
産業振興課長



向平 亮子
保健福祉課主幹

布川・相生中央・相生2



斉藤 尚幸
建設課長補佐

津別町新型コロナウイルス対策「雇用継続助成金」の申請期限を再延長します

現在、津別町では、国の雇用調整助成金（コロナ特例）の支給決定を受けた町内事業者を対象に「雇用継続助成金」の申請を受付中です。国の雇用調整助成金（コロナ特例）の支給対象が、令和4年6月30日を含む休業まで再延長になりましたので、津別町も同様に雇用継続助成金の申請期限を再延長します。該当となる事業者は、内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

支給対象

国の雇用調整助成金（コロナ特例）の支給決定を受けた町内事業者で、令和2年4月1日以降に全部または一部の休業（町内事業所に勤務する従業員分のみ）

申請期限

令和4年9月30日（金）

申請方法

町のホームページから申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、申請をお願いします。
※詳細は、町のホームページをご確認ください。
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/01news/10oshirase/2020-0602-0854-7.html>



問い合わせ先 商工観光係 19番窓口
☎ 77-8388

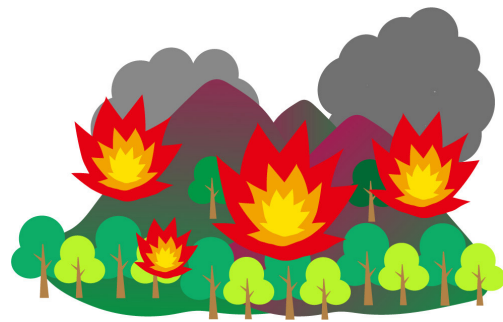
津別消防署からのお知らせ

春先は火災に要注意！

毎年この時期は空気が乾燥し、火災が発生しやすい環境になります。火の取り扱いや、後始末には細心の注意を払うようお願いします。

また、近年の山火事の原因はごみ焼きによるものが多くなっています。大規模な火災が起こってしまうかもしれませんので絶対にやめましょう（ごみ焼きは法律で禁止されています）。

問い合わせ先 津別消防署 ☎ 76-2189



風害等による消防の対応について

毎年、強風による屋根トタンなどの飛散危険に対する出動があります。消防署では、町民の人命に危険が及ばないよう、トタンを固定するなどの最低限の対応しかできません。普段から建物の維持管理をよろしくお願います。

問い合わせ先 津別消防署 ☎ 76-2189



暮らしを支える 税 制度のご利用を

町の税金は、北見信用金庫（役場派出所、本店および各支店）、網走信用金庫、津別町農業協同組合、北海道内のゆうちょ銀行（郵便局）で納付することができます。

「月中は仕事で金融機関に行くことができない」、「納付を忘れてしまう」等の方は、「口座振替制度のご利用をお勧めします。この制度を利用すれば、金融機関の預金口座から振り替えによって納税することができるため、金融機関に行く手間が少なく、また、納付を忘れてしまうこともなく大変便利です。

手続きは、口座振替をする口座の印鑑、預金通帳と納税通知書を持参して町の税金を納めることのできる金融機関で行ってください。手続きの際に、引き落としのタイミングを「各期」か「全期」の二つから選択できます。振替口座の変更がなければ、毎年手続きをする必要はありません。

なお、口座振替の手続きをされた日によっては、直後の納期限に間に合わない場合がありますので、手続きの際には金融機関にご確認ください。

問い合わせ先
税務収納係10番窓口
☎ 77-8376

募集期間

5月6日（金）～5月13日（金）
（土日を除く）

受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

入居資格

①現に同居し、又は同居しようとする親族等がある方（単身者向け住宅除く）

②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方（下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照）

③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

津別町HP 住宅情報



今回公募する公営住宅（入居時期5月下旬）

町営住宅

団地名	住所	建設年度/規模	家賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町団地	旭町69番地1	H26/1LDK	17,400~25,900円	1台分(300円)	600円	単身用
たつみ団地	達美212番地10	S60/3DK	17,300~25,700円	住宅横駐車可	700円	世帯用(単身可)
西町団地	緑町7番地3	H28/2LDK	23,900~35,600円	1台 300円	600円	世帯用

特定公共賃貸住宅

団地名	住所	建設年度/規模	家賃	駐車場	共益費	入居区分
緑町第2団地	緑町10番地2	H23/1LDK	30,000円	1台分(300円)	700円	単身用
新町団地	新町27番地19	H23/2LDK	40,000円	1台 300円	700円	世帯用

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書（HPからダウンロード可）
- ②マイナンバー提供書（HPからダウンロード可）

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書（HPからダウンロード可）
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。（一時預かりの場合も禁止です）
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

（参考）世帯人数別の年間所得額一覧表

単位：千円

住宅区分	区分	世帯区分				
		1人	2人	3人	4人	5人
町営住宅 (所得上限)	通常の入居者	1,896	2,276	2,656	3,036	3,416
	入居の特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088
特定公共 賃貸住宅	所得下限(50歳未満)	1,896				
	所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996
	所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416
	所得上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。
※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎ 77-8390

上下水道料金等の検針および 料金徴収業務担当員のお知らせ

水道、下水道の料金にかかる検針・料金徴収業務を「水 i n g AM株式会社 北海道支店」へ委託しています。各地域の担当員をお知らせします。

津別市街地区および活汲地区	本岐地区
 後藤 寛治さん  若木 直美さん	 内田 憲造さん
豊永および高台の一部、美都、上里地区	相生、大昭、布川地区
 上杉 猛晴さん  平川 伸二さん	 対馬 賢蔵さん

※上杉猛晴さんは、相生地区の一部も担当します。

検針・料金徴収員の担当地区については、4月1日現在の大きな区域です。各検針・徴収員は身分証明書を携帯しています。不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先

建設課水道係
☎ 77 - 8389

委託先
水 i n g AM株式会社北海道支店
津別管理事務所（下水道管理センター内）
☎ 76 - 2848

山火事は起こさない！

春先のこの時期は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。ちょっとした不注意で、大切な緑や森林財産が失われてしまいます。火の取り扱いには細心の注意を払いましょう。

《火入れについて》

- 森林法に基づく火入れは、6月30日まで許可されません。
- ごみ焼きは、法律により禁止されています。
- 畑の野焼きは、法律に定められている農家でのアスパラの殻など農作物の残り物を焼却すること以外は認められません。

《火入れの許可》

火入れや野焼きをする場合は、許可が必要です。実施日の2日前までに町長に届け出てください。
林政係 18番窓口
☎ 77-8386

《入林の手続き》

山菜採りなどで森林に入る時のルールを守ってください。

一般の森林

所有者に必ず断ってから入林しましょう。

国有林

網走南部森林管理署で許可を受けてください。
☎ 0152-62-2211

道有林

5月31日まで一般の方の入林は出来ません。6月から入林を希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。
☎ 0157-24-6276

町有林

山菜採りなど、一般の方の入林は出来ません。

伐採および伐採後の造林の届出制度について

自分の山林であっても森林を伐採する際には、事前に町に届け出ることが森林法で義務付けられています。伐採する際には、面積や本数に関わらず「伐採および伐採後の造林の届出書」を事前に役場に提出することが必要です。

届け出の対象となる森林

- 地域森林計画の対象民有林
※登記上「山林」ではない場合や、現地在山林でない場合でも対象区域となっていることがありますので、お問い合わせください。

届出の時期

- 伐採および伐採後の造林の届出書
・伐採を開始する90日～30日前までの間
- 伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告書
・伐採および造林が完了した日、もしくは森林以外の用途転用する場合は伐採が完了した日から30日以内

届出者

- 届出者は「森林所有者」または「実際に伐採・造林を行う者」です。

森林以外の用途転用

- 森林以外への転用を目的とした1ヘクタール未満の伐採も届け出が必要です。
例)ソーラーパネル設置、火山灰採取、伐株の除去など
※1ヘクタールを超えて転用する場合は、伐採する前に北海道知事の「林地開発許可」が必要となりますので、オホーツク総合振興局産業振興部林務課森林保全係へお問い合わせください。
☎ 0152-41-0651

罰則

- 「伐採および伐採後の造林の届出書」に関するもの
・・・100万円以下の罰金
- 「伐採および伐採後の造林の報告書」に関するもの
・・・30万円以下の罰金

問い合わせ先 林政係 18番窓口 ☎ 77 - 8386

狩猟免許等の取得を支援します

町では、農林業被害の軽減やヒグマによる人的被害の防止を目的に、有害鳥獣の捕獲に係る人材を確保するため、狩猟免許及び猟銃所持許可の取得に要する経費に対して支援をしています。

補助対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ①わな猟免許または第一種銃猟免許及び猟銃所持許可を新規に取得した方
- ②町内に住所を有している方
- ③町税を滞納していない方
- ④北海道猟友会津別支部に加入しており、有害鳥獣捕獲に3年以上従事できる方

申請期限

狩猟免許（わな猟免許・第一種銃猟免許）または猟銃所持許可を取得した日のいずれか早い日から1年以内

必要書類

- 狩猟免許の写し
- 猟銃所持許可証の写し
- 補助対象経費の額が確認できる書類の写し（領収書、収入証紙を貼付した申請書等の写し）

補助率

狩猟免許及び猟銃所持許可の取得に要した経費について2分の1以内

補助対象経費

- 狩猟免許予備講習会費用
- 狩猟免許申請手数料
- 猟銃の取扱いに関する講習会手数料
- 射撃教習受講資格認定申請手数料
- 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料
- 射撃教習受講料
- 猟銃所持許可申請手数料
- 医師の診断書料 等

問い合わせ先

林政係 18番窓口
☎ 77-8386



つくって
みよう!

マイナンバーカード

始まっています
マイナンバーカードで
マイナポイント 第2弾

1月1日よりマイナポイント第2弾が開始されています。
3つの申し込みをすると、**最大20,000円相当のポイント**が付与されます。

1 マイナンバーカードを取得し、マイナポイントを申し込みした方に最大5,000円相当のポイントが付与されます(マイナンバーカードを新規で取得される方やマイナンバーカードを取得済みで、マイナポイントを申し込みしていない方が対象です)。

2 マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方に7,500円相当のポイントが付与されます(既に利用申し込みを行った方も対象です)。

3 公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントが付与されます。

※●②・③のポイント付与の開始時期は6月頃に開始予定です。

- 対象となるマイナンバーカードの申請期限は、令和4年9月末です。
- マイナポイントの申込・付与期限は、令和5年2月末です。

マイナポイントの申し込み・マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みは、引き続き役場でも手続きできますので、ご不明な点は戸籍年金係へお問い合わせください。

問い合わせ先 戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

公金受取口座の登録が始まりました!

令和4年3月28日より公金受取口座の登録がマイナポータルを利用して登録できるようになりました。戸籍年金係でも手続きできますので、ご不明な点は戸籍年金係までお問い合わせください。

用意するもの ●マイナンバーカード ●数字4桁のパスワード ●登録する口座の通帳

マイナポイントの予約と 申込方法について

動画で紹介しています。詳しくは
<https://youtu.be/L9DXt1tZvXU>
をご覧ください。

QRコード▶



ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会

問い合わせ先 住民企画課 住民環境係12番窓口 ☎77-8377



お知らせ 1

春の生ごみ堆肥還元 (有料)

町民の皆さまから回収された生ごみから作られた「生ごみ堆肥」を、1袋200円(容量20ℓの肥料袋)で還元します。申し込みは役場1階の住民企画課住民環境係12番窓口で行っています。事前に窓口で代金を頂き、引換券をお渡しする形となっています。
※当日の受け付け、販売は行いませんのでご了承ください。

受付期間

5月9日(月)～5月13日(金)

引換日時

5月15日(日)午前8時から午前10時まで

引換場所

津別町堆肥センター(津別町共和550番地)

対象者

会場まで取りに行くことのできる町民の方

持参物

引換券、肥料袋(容量20ℓ)

引換方法

各自で袋詰めを行い、持ち帰っていただきます。

お知らせ 2

「道路クリーン作戦」中止のお知らせ

例年5月上旬に開催している町道3号線(ふれあいパークゴルフ場から美幌町境まで)での道路クリーン作戦ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止することとしました。ご協力をいただいている皆さまのご理解をお願いします。

お知らせ 3

5月のリサイクル回収を実施します

もう一度着れる、使えるものを目安としてリサイクル回収を下記の日程で行います。汚れや臭いのひどいもの、破れているもの、濡れているもの、布団、カーテン、ドレス衣装、和服一式、下着などは回収できませんのでご了承ください。

※洋服入っていた袋、油を入れていた容器は、持ち帰っていただきます。

日程

5月21日(土)

時間

午前9時～午前11時まで

場所

場所: スポーツ交流館(旧島崎家具店)

回収物

●衣類 ●バッグ ●靴 ●毛布
●タオルケット ●子供服 ●食用廃油

国民年金手帳から基礎年金番号 通知書への切り替えについて

年金ミニ知識

戸籍年金係8番窓口 ☎77-8378

令和4年4月1日以降に初めて年金制度に加入する方(20歳に到達した方、20歳前に厚生年金被保険者となった方等)に対し、年金手帳に代わり、基礎年金番号通知書を交付します。

※既に年金手帳を交付している方には、**基礎年金番号通知書の交付は行いません。**

年金手帳は、「基礎年金番号を明らかにすることができる書類」として、引き続き、年金の手続きにご利用いただけますので大切に保管してください。

再交付について

年金手帳を紛失等した方で再発行を希望する方に対し、基礎年金番号通知書を交付します。